

議案第 35 号

上尾市図書館規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市図書館規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 6 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市図書館規則の一部を改正する規則

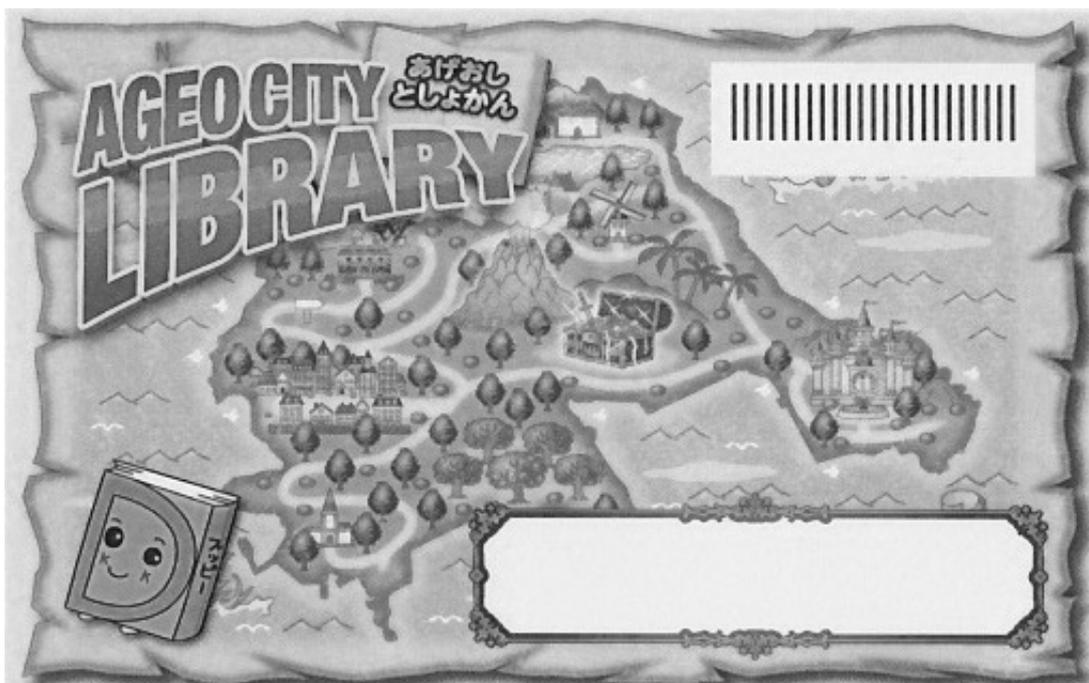
上尾市図書館規則（平成 18 年上尾市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「利用カード（第 2 号様式）」を「利用カード（第 2 号様式。利用申込者が小学生以下の者であるときその他館長が認めるときにあっては、第 2 号様式の 2）」に改める。

第 1 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

第 2 号様式中「（第 8 条、第 9 条関係）」を「（第 8 条関係）」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第2号様式の2（第8条関係）



第 3 号様式及び第 4 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 8 月 26 日から施行する。

提案理由

セカンドブックスタート事業の一つとして、これまでの上尾市図書館利用カードに加え、小学生用の図柄入り上尾市図書館利用カードを新たに交付するため、上尾市図書館管理規則の一部を改正する。